

令和８年度 三木市特定教育・保育施設等利用調整審査基準

保護者ごとに以下の審査基準に基づいた採点（基礎点＋個人調整点）を行い、合算した点数に世帯調整点を加えて利用調整の指数とする。

認定事由	内容	点数区分	加減区分	配点	審査基準
就労	被雇用者又は株式会社等法人の自営業	基礎点	－	65～100	1日の就労時間
					1週間の就労日数（又は月間就労日数）
		個人調整点	減点	▲10～▲100	雇用主が保護者の3親等以内の親族
					育児休業の延長を予定（希望）している
	自営業（株式会社等法人以外）・自営手伝い	基礎点	－	50～85	1日の就労時間
					1週間の就労日数（又は月間就労日数）
		個人調整点	加点	1～15	確定申告書の写しの提出状況
					確定申告書の種別
					自営業を主としている者が家計の主宰者（※1）又は家計の主宰者となる予定の者である
					自営主である
					専従者（※2）である（確定申告書の内容により確認）
			減点	▲10～▲60	自営主が保護者の3親等以内の親族
					就労や復職の予定がある等、将来的に他の事由への変更の可能性が見込まれる
	農業・農業手伝い	基礎点	－	30～65	1日の就労時間
					1週間の就労日数（又は月間就労日数）
		個人調整点	加点	1～35	確定申告書の写しの提出状況
					確定申告書の種別
					農業を主としている者が家計の家計の主宰者（※1）又は家計の主宰者となる予定の者である
					専従者（※2）である（確定申告書の内容により確認）
			減点	▲10～▲60	出荷額の合計額
					農閑期が有る
	内職	基礎点	－	16～50	就労場所が保護者の3親等以内の親族の所有地
					就労や復職の予定がある等、将来的に他の事由への変更の可能性が見込まれる
		個人調整点	加点	1～15	1日の就労時間
					1週間の就労日数（又は月間就労日数）
			減点	▲60	内職を主としている者が家計の主宰者（※1）又は家計の主宰者となる予定の者である
					年間収入の額
看護・介護	同居親族の看護	基礎点	－	35～70	就労や復職の予定がある等、将来的に他の事由への変更の可能性が見込まれる
					1日の看護に係る時間
		個人調整点	加点	15～30	1週間の看護に係る日数（又は月間日数）
					30日以上入院を要する者を看護する（必要性が分かる書類の提出をもって確認）
	同居親族の介護	基礎点	－	35～70	自宅療養が必要な者を看護する（必要性が分かる書類の提出をもって確認）
					看護の必要性が分かる書類の提出が無い
		個人調整点	加点	5～20	1日の介護に係る時間
					1週間の介護に係る日数（又は月間日数）
			減点	▲20～▲120	介護認定の内容（認定証の写し及びサービス利用票・提供票の提出をもって確認）
					介護認定を受けていない
就学	求職活動	基礎点	－	30～50	デイサービスの利用状況
					就労や復職の予定がある等、将来的に他の事由への変更の可能性が見込まれる
					1日の就学時間
		個人調整点	加点	10～20	1週間の就学日数（又は月間就学日数）
					在籍証明書類の提出
					カリキュラムが分かる書類の提出
	妊娠・出産	基礎点	－	95	復職の予定がある等、将来的に他の事由への変更の可能性が見込まれる
					1日の就労（予定）時間
		個人調整点	減点	▲60	1週間の就労（予定）日数（又は月間就労（予定）日数）
					家計の主宰者（※1）又は家計の主宰者となる予定の者が求職活動または勤務（起業）予定である
疾病・障がい	同居親族の介護	基礎点	－	35～70	内定通知書の提出
					起業を証明できる書類の提出がない
	疾病	基礎点	－	60～100	出産予定がある等、将来的に他の事由への変更の可能性が見込まれる
					年度内に同じ保育要件で申込をした場合
		基礎点	－	60～100	出産予定が分かる書類（母子手帳等）の提出
					入院が必要（必要性が分かる書類の提出をもって確認）
災害復旧	同居親族の看護	基礎点	－	35～70	自宅での療養または看護・介護が必要（必要性が分かる書類の提出をもって確認）
					障がいの程度（各種手帳の写しの提出をもって確認）
	災害復旧	基礎点	－	100	災害により自宅が損壊している（証明できる書類の提出をもって確認）
					障がいの程度（各種手帳の写しの提出をもって確認）
		基礎点	－	100	災害により自宅が損壊している（証明できる書類の提出をもって確認）
					災害により自宅が損壊している（証明できる書類の提出をもって確認）

※1 保護者1又は保護者2のうち、より収入が多い又は多いと見込まれる保護者とする。
※2 確定申告書により専従者給与の支払いを受けている事が確認できる者とする。

世帯調整項目					ひとり親である
					生活保護世帯である
					県外に単身赴任している保護者がいる
					育児休業から復職による申込の場合
					きょうだいが希望月に既に在籍している場合
					きょうだい同時に2人以上の申込をする場合
					多胎児の申込又は多胎児妊娠による申込の場合
					復職する保護者が市内の教育・保育施設等（アフター含む）に在勤（予定）
					保護者が市外に居住しており、市内に在勤又は在学している
					保護者が市外に居住しており、市外に在勤又は在学している
					正当な理由なく入所決定を辞退した
					育児休業による保育認定を受けたが、正当な理由なく復職しなかった場合
					同居の祖父母が、保育要件が無い又は求職中
					書類不備や提出遅延等がある
					児童福祉及び社会状況の観点から、市長が必要と認めた場合

※3 状況により点数を判断する。

- 同点の場合の優先順位
- ① 三木市内の児童である
 - ② 希望順位が高い
 - ③ 申込日が高い（1次申込期間内、2次申込期間内の申込にはそれぞれ差は設けない）
 - ④ 基礎点が高い
 - ⑤ 加点が高い
 - ⑥ きょうだい人数が多い